

平成25年2月定例会 県土整備委員会（事前）

平成25年2月13日（水）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時06分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計予算
- 議案第13号 平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第16号 平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算
- 議案第43号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 道路法施行条例の一部改正について
- 議案第51号 平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金の追加について
- 議案第52号 平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金の追加について
- 議案第53号 一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルの請負契約の変更請負契約について
- 議案第54号 川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第55号 徳島県県営住宅集約化PFI事業の特定事業契約について
- 議案第57号 権利の放棄について
- 議案第62号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第63号 平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 報告第1号 訴えの提起に係る専決処分報告について
- 報告第3号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

【報告事項】

- 「第25回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催について（資料④）
- 柴川生活貯水池建設事業の検証に係る国の対応方針決定について
- 長安ロダム改造事業について（資料⑤）

- 飯尾川の河川改修について（資料⑥）
- 徳島空港線西延伸事業の着工について（資料⑦）

海野企業局長（県土整備部長事務取扱）

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に県土整備委員会説明資料及び同じく説明資料（その2）の2冊の資料がございますが、平成25年度当初予算を県土整備委員会説明資料にて、平成24年度2月補正予算を同説明資料（その2）において、それぞれ整理しておりますので、順次、御説明させていただきます。

まず、平成25年度当初予算でございますが、このたびの国の大規模補正予算に呼応し、平成24年度2月補正予算と合わせた14カ月予算として予算を編成し、南海トラフの巨大地震を初めとする自然災害等から県民の命と暮らしを守る安全・安心対策の推進や緊急経済対策の展開による経済雇用対策の推進を大きな2本の柱として、命の道の整備や橋梁耐震化などの防災・減災対策、河川・海岸・港湾の地震・津波対策、都市公園や道の駅の防災機能強化などの防災・減災対策を継続して実施するとともに、先般の笹子トンネル事故を踏まえ、高度成長時代に整備され、一斉に高齢化を迎える道路や河川などの社会インフラの老朽化対策についても重点的に取り組んでいくこととしております。

県土整備委員会説明資料の目次をごらんください。

まず、御審議いただきます案件は、平成25年度一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、変更請負契約、請負契約、権利の放棄及び専決処分等の報告についてでございます。

最初に1ページをごらんください。

このページから5ページにかけまして、平成25年度県土整備部主要施策の概要を記載しております。

県土整備部におきましては、徹底した選択と集中による事業の展開と新たな発想による公共事業領域の拡大を図るため、事業効果の早期発現、既存ストックの積極的活用及び知恵と工夫を生かした公共事業の視点に立って、主要施策を推進することといたしております。具体的には、3つの大きな柱に沿って施策を位置づけております。

まず、第1の柱「安全で安心な県土づくり」でございます。

東日本大震災における教訓を踏まえ、南海トラフの巨大地震を迎え撃つとの強い気概を持ち、防災・減災の観点から、南海トラフの巨大地震を初め、ゲリラ豪雨等の自然災害に対する安全・安心な県土づくりを最重要課題と位置づけるとともに、ミッシングリンクの早期解消や国等が行う河川や港湾の整備等を促進します。

まず、南海トラフの巨大地震を見据えた防災・減災対策の推進といたしまして、（1）に記載のとおり、南海トラフの巨大地震による大きな揺れや津波から助かる命を助けるため、アの命の道の整備や橋梁耐震化などの防災・減災対策を初め、イの河川・海岸・港湾

の地震・津波対策、ウの公共土木施設への津波避難機能の付加など、災害に強いまちづくりを目指し、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を強力に進めてまいります。

2ページをお開きください。

次に、ゲリラ豪雨等の自然災害に備える災害予防の強化といたしまして、（2）に記載のとおり、土砂災害の発生を防止するため、通常砂防事業、地すべり対策事業や急傾斜地崩壊対策事業等を実施するとともに、ゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修事業や堰堤改良事業を実施いたします。

続いて、2の社会資本の老朽化対策による安全・安心の確保として、今後、老朽化が急速に進む道路や河川、港湾などについては、日常点検や適切な維持補修を行う予防保全的管理を実施するとともに、長寿命化等戦略的な維持管理・更新を行うことで、県民の安全・安心を確保してまいります。

次に、第2の柱「活力に満ちた地域づくり」でございます。

近畿圏と四国の交流拠点である「とくしま」の位置的優位性を向上させるため、陸・海・空の総合的な交通体系の構築を推進することとし、続く3ページの1の（1）、（2）に記載のとおり、四国横断自動車道を初めとする道路整備の促進や徳島小松島港における耐震強化岸壁の整備など、港湾の整備・振興を図ってまいります。

4ページをお開きください。

2に記載の陸・海・空の公共交通の利用促進を初めとする交通対策を実施するとともに、3に記載の平成26年度からの高速道路全国共通料金導入による新たな交通・流通体系の幕あけを見据えた空港アクセス道路などの基盤整備の強化、4に記載の民間活力を導入した実証実験やモデル事業を積極的に実施してまいりたいと考えております。

さらに、5の（2）に記載のとおり、土木施設アドプト支援事業等、地域団体やNPOなどと連携して行う官民協働型維持管理システムの推進を通して、公共事業のオープン化を進めてまいります。

最後に、第3の柱「豊かな生活環境の創造」でございます。

5ページをごらんください。

1の（1）に記載のとおり、環境に配慮した公共事業の推進や（3）の県産材の原則使用によって、自然との共生を図るとともに、生活排水対策の推進といたしまして、2に記載のとおり、旧吉野川流域下水道の適正管理を行うなど、生活環境の向上を図ってまいります。

さらに、3の（2）に記載のとおり、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある環境づくりなどを推進するため、第25回全国「みどりの愛護」のつどいの開催に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、7ページをお開きください。

平成25年度一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目の計の欄を横にごらんください。

左から2列目の平成25年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で508億8,329万円の当初予算額をお願いしております。

前年度との比較では、その3つ右隣の比較欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計では、対前年度比105.2%となっております。なお、公共事業の状況につきましては、資料（その1）の公共事業の状況（県土整備部）をごらんください。

平成25年度当初予算と平成24年度2月補正予算を合わせた14カ月予算では、一般会計においては表中ほどの一般公共・県単公共の計欄の右隅欄にございますように対前年比は157.4%、また、その下の国直轄事業計では153.1%、災害復旧も合わせた公共事業予算全体では、県予算ベースで対前年度比145.9%の予算規模を確保しております。

次に、委員会資料本編に戻っていただきまして、8ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計など、4つの特別会計の合計で最下段の左から2つ目の平成25年度当初予算額欄に記載のとおり、76億6,586万1,000円を計上しております。

続いて、9ページをごらんください。

このページから37ページまでは、各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、県土整備政策課でございますが、県土整備部職員の人件費など、次の10ページに記載のとおり、県土整備政策課合計で52億3,642万9,000円を計上しております。

11ページ、建設管理課でございます。

摘要欄の上段①土木企画調整事業費における電子入札システムの運営等に要する経費など、建設管理課合計で1億2,304万6,000円を計上しております。

12ページと13ページは、用地対策課の一般会計及び特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、摘要欄の上段②土地利用規制等対策費における地価調査に要する経費など、用地対策課合計で2,439万円を計上しております。

また、13ページの公用地公共用地取得事業特別会計では、公用公共用事業用地の先行取得に要する経費など、合計で18億9,595万6,000円を計上しております。

14ページ、都市計画課でございます。

摘要欄上段に記載の都市計画法によるまちづくりを進めるための基礎調査として、新規事業である安全・安心都市計画区域マスタープラン策定調査費など、次の15ページに記載のとおり、都市計画課合計で28億5,507万円を計上しております。

16ページから18ページにかけては、住宅課の一般会計及び特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、17ページの摘要欄に記載の新規事業である南海トラフ巨大地震に備える木造住宅耐震化事業など、住宅課合計で13億1,014万6,000円を計上しております。

また、18ページの県営住宅敷金等管理特別会計では、1億741万9,000円を計上しております。

19ページ、営繕課でございます。

営繕工事の指導・監督に要する経費など、営繕課合計で408万5,000円を計上しております。

20ページから22ページにかけては、河川振興課でございます。

河川管理施設の維持管理、河川改修、国直轄事業負担金、河川管理施設の長寿命化に要

する経費など、22ページに記載のとおり、河川振興課合計で48億3,877万7,000円を計上しております。

23ページから25ページにかけては、砂防防災課でございます。

23ページの摘要欄下段に記載の新規事業の里山砂防モデル事業を初めとする通常砂防事業費や地すべり対策事業費、24ページに記載しております急傾斜地崩壊対策事業費などの主に土砂災害防止対策の経費、さらに、25ページに記載しております公共土木施設の災害復旧に要する経費など、砂防防災課合計で120億4,591万3,000円を計上しております。

次に、26ページと27ページは、下水環境課の一般会計及び特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、摘要欄の①流域下水道事業特別会計繰出金など、下水環境課合計で2億3,200万5,000円を計上しております。

また、27ページの流域下水道事業特別会計では、旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費など、合計で6億68万7,000円を計上しております。

28ページ、道路政策課でございます。

日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資金など、道路政策課合計で37億9,016万7,000円を計上しております。

次の29ページから31ページは、道路整備課でございます。

29ページの道路の管理や維持修繕に要する経費、30ページの摘要欄④の（2）新規事業の道路照明灯LED化加速事業を初めとする緊急地方道路整備事業費や交通安全対策事業費など、31ページに記載のとおり、道路整備課合計で159億9,717万8,000円を計上しております。

32ページ、高規格道路課でございます。

高速道路建設に係る用地事務に要する経費など、高規格道路課合計で1億569万1,000円を計上しております。

33ページから36ページまでは、運輸政策課及び港湾空港課の一般会計並びに特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、33ページ記載の港湾海岸施設の維持補修に要する経費や33ページ下段から34ページにかけまして、港湾施設の整備等に要する経費として、港湾改修事業費、港湾補修事業費などを計上しており、35ページにの合計欄に記載のとおり、39億5,194万6,000円となっております。

また、36ページの港湾等整備事業特別会計では、摘要欄③（1）のマリンピア沖洲第2期事業における土地造成に要する経費など、合計で50億6,179万9,000円を計上しております。

37ページ、交通戦略課でございます。

摘要欄④の新規事業、てつどう“新チャレンジ”プロジェクトなど、交通戦略課合計で3億6,844万7,000円を計上しております。

39ページ、継続費の状況でございます。

一般会計におきまして、新規に出合大橋上部工架設事業について、平成25年度から平成28年度までの継続費の設定をお願いするものでございます。

40ページ、一般会計の既決分でございます。

園瀬橋上部工架設事業、加賀須野橋上部工架設事業につきましては、既に御承認をいただき、事業を実施しているものでございまして、年割額、支出状況等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

41ページ、債務負担行為でございます。

用地対策課の徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証ほか15件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載しました額の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、42ページをお開きください。地方債でございます。

アの流域下水道事業特別会計では1億8,900万円を、イの港湾等整備事業特別会計では29億9,500万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、43ページをごらんください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、条例案でございますが、今回は2件の条例改正を提出させていただいております。初めに、アの徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。福島復興再生特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する居住制限者について、県営住宅の入居者資格の特例を設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

次のイの道路法施行条例の一部を改正する条例案では、道路法施行令の一部が改正されたことにかんがみ、太陽光発電設備等に係る道路の占用料の額を定めるものでございます。

次に、44ページをお開きください。受益市町村負担金でございます。

事業を実施する市町村ごとに事業内容、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を記載しております。いずれもさきの9月定例会で御承認いただいた負担金の追加分でございます。砂防防災課が所管いたします県単独砂防事業等、道路整備課が所管いたします道路局部改良事業でございます。これらの受益市町村負担金につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で事業を実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、45ページから46ページにかけては変更請負契約でございます。45ページのアの一般国道439号道路改築工事落合1号トンネル、46ページのイの川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工に係る変更請負契約では、施工方法を見直したことに伴い、工事費を減額することができたため、それぞれ2,436万6,300円と2,061万7,800円の減額変更をお願いするものでございます。

次に、47ページ、請負契約でございます。

徳島県県営住宅集約化PFI事業につきましては、さきの11月定例会において落札者の決定を御報告申し上げましたが、このたび、基本協定の締結等、契約交渉が整いましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により、特定事業契約の御承認をお願いするものでございます。

次に、48ページ、権利の放棄についてでございます。

県営住宅の家賃に係る債権のうち、いずれも退去後5年以上が経過し、名義人及び連帯

保証人とも既に死亡していることから回収不能となっているものにつきまして、権利の放棄をお願いするものでございます。

放棄する債権は6件、総額で243万3,283円となっております。

県営住宅の滞納家賃につきましては、住宅課職員による夜間督促や訴えの提起など、債権回収の努力を行っているところでございまして、今後もさらなる取り組みに努めてまいりますので、今回の権利放棄につきまして、御理解をいただきますようお願いいたします。

次の49ページから50ページまでは、専決処分の報告についてでございます。

まず、49ページは、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

いずれも県営住宅の家屋明け渡し及び家賃支払い等の請求に係る訴えの提起に関するもので、計3件の専決処分を行ったものでございます。

次に、50ページは、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告についてでございます。

徳島市地内の県道新浜勝浦線などで発生しました道路事故7件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

引き続きまして、県土整備委員会説明資料（その2）について御説明申し上げます。

先ほど申しましたように、平成24年度2月補正予算は、このたびの国の大規模補正予算に呼応し、平成25年度当初予算と合わせた14カ月予算として予算を編成し、緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、先議をお願いするものであります。

1 ページ、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目の計の欄を横にごらんください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で172億7,832万5,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、731億4,585万7,000円となっております。

なお、財源内訳につきましては右の括弧の欄に記載のとおりでございまして、今回の補正につきましては、国において緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施が可能となるように補正予算債等の地方財政措置が講じられており、一般財源はゼロとなっております。

次に、2 ページ、特別会計でございます。

表の最下段の計の欄を横にごらんください。

左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で5,825万円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、74億3,376万7,000円となっております。

続く3 ページから10 ページは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、3 ページをごらんください。

都市計画課では、街路事業費など、補正額の欄の最下段に記載のとおり、合計7億4,460万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

住宅課では、県営住宅建設事業費において2億700万円の補正をお願いしております。

5ページをごらんください。

河川振興課では、国直轄事業負担金など、合計54億2,500万円の補正をお願いしております。

6ページをお開きください。

砂防防災課では、通常砂防事業費など、合計18億222万5,000円の補正をお願いしております。

7ページをごらんください。

下水環境課所管の流域下水道事業特別会計では、旧吉野川流域下水道建設事業費において5,825万円の補正をお願いしております。

8ページをお開きください。

道路政策課では、国直轄事業負担金において合計4億4,300万円の補正をお願いしております。

9ページをごらんください。

道路整備課では、緊急地方道路整備事業費など、合計72億2,700万円の補正をお願いしております。

10ページをお開きください。

運輸政策課及び港湾空港課では、国直轄事業負担金など、合計14億2,950万円の補正をお願いしております。

次の11ページから17ページにかけては、今回の補正に係る繰越明許費を記載してございます。

16ページをお開きください。

一般会計では、年度内執行が決まっている国直轄事業負担金を除き、表の最下段の合計欄の4列目に記載の150億6,832万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

また、流域下水道事業特別会計では、17ページに記載のとおり、補正金額と同額の5,825万円の繰り越しをお願いするものでございますが、いずれも早期に着手するように努めてまいりたいと考えております。

次に、18ページ、地方債でございますが、流域下水道事業特別会計の補正に伴い、限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、提出を予定いたしております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5点、御報告申し上げます。

第1点目は、「第25回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催についてでございます。

資料（その2）でございます。

このたび、平成26年度に第25回全国「みどりの愛護」のつどいを国土交通省、徳島県、鳴門市の共催により、鳴門総合運動公園を会場といたしまして、本県で開催することが決定いたしました。この全国「みどりの愛護」のつどいは、全国の公園緑地の愛護団体、地域の緑化・緑の保全団体など、緑の関係者の皆様が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚

を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に展開することを目的に開催されているものであります。本県の緑化推進に関する取り組みなどを広く全国に向けて発信してまいりますとともに、この大会を通じて盛り上げていくこととなります。緑を守り育てる機運をさらに高め、環境首都・先進とくしまの実現に向けた取り組みをより一層加速させてまいりたいと考えております。

第2点目は、柴川生活貯水池建設事業の検証に係る国の対応方針決定についてでございます。

昨年3月28日、国土交通大臣に検証結果を報告しておりました柴川生活貯水池建設事業につきましては、昨年12月17日に開催されました第28回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議に諮られ、去る1月25日に国土交通省より平成24年度から補助金交付を中止するとの決定通知がありました。今後は、三好市と緊密な連携を図り、ダム事業にかわる治水・利水対策を実施する柴川谷川流域対策プログラム事業を進めてまいりたいと考えております。

第3点目は、長安ロダム改造事業についてでございます。

資料（その3）でございます。

長安ロダムは平成19年度に国直轄化が実現し、以来、国土交通省により改造事業が進められてきたところであります。去る1月26日には、洪水調節能力の増強に向けたダム本体工事が着工の運びとなり、長安ロダム改造事業起工式が盛大にとり行われたところであります。

第4点目は、飯尾川の河川改修についてでございます。

資料（その4）でございます。

飯尾川は県内最大の内水河川であり、これまでに幾たびとなく浸水被害が発生しているため、重点的に整備を進めているところであります。角ノ瀬排水機場の整備などにより、治水上の最重要懸案でありました加減堰の撤去に向けた環境が整ったため、去る1月27日に飯尾川加減堰撤去工事の着工式をとり行い、あわせてパネル展を実施しているところであります。

第5点目は、徳島空港線西延伸事業の着工についてでございます。

資料（その5）でございます。

本事業につきましては、去る1月19日、関係各位に参加していただき、起工式をとり行いました。

この西延伸事業は空港と高速道路を直結させる事業であり、完成後は利用圏域が県外にも大きく広がるとともに、徳島空港臨空用地の拠点機能を大いに高め、大規模災害時には救援や復旧支援活動にも資することとなります。

これらの事業につきましては、今後とも一日も早い完成に向け、積極的に取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

竹内委員

今回、政権が交代して、いろんな会合に出てもそれぞれの顔が非常に明るいという感じがします。それを証拠に株価は上がるし、円高が是正され、円安が進んでいるわけですが、そういう中で景気対策の一番目玉である公共事業は一番効くカンフル剤であって、永久に続けるのはなかなか難しい話であろうと思いますが、今報告にありましたように、本県におきましても14カ月予算ということで、非常に厳しい経営環境にある地域の建設業にとって大変元気づける明るい話であると思っております、非常に期待しているところがあります。

ただ、工事量が増大する中での一番の問題は、やはり労働者不足ではないかと思っております。果たして、これだけ発注してもスムーズに工事が完成できるのかなと心配しております。

そこで、労務単価について質問したいと思いますが、今現在、ピーク時に比べてどのような状況になっているのか。

また、ほかの産業と比べ、賃金の水準はどうなっているのでしょうか。

戸根建設管理課長

建設産業は、長引く不況や公共投資の減少に伴う競争の激化等により、非常に厳しい経営状況が続いています。労務単価についての御質問でございますが、公共工事に用いている設計労務単価は51職種に分類され、これらについても近年低落傾向にございます。この51職種の平均労務単価についてでございますが、平成9年度の2万3,482円がピークでございます。以降、下落が続きまして、今年度におきましては1万5,753円となっております、約33%の下落でございます。

また、ほかの産業との比較でございますが、厚生労働省が賃金構造基本統計調査を発表しておりまして、これをもとに国土交通省が取りまとめた平成22年度の年間賃金総支給額で建設業と製造業の生産労働者の全国平均の賃金を比較いたしますと、製造業の約88%にとどまっている状況でございます。

竹内委員

驚くべき数字でびっくりしております。平成9年のときに比べて大幅に落ち込んでいるということで、これではなかなか景気が回復しないなという感じもいたします。製造業に比べても約88%ということで、建設業労務者の単価は非常に低いなというのがわかりました。

一方、公共工事の予定価格の算定に使われている労務単価というのは、毎年4月に見直

しが行われると。そして、国や県、市町村も同じ単価を使っていると聞いておりますが、具体的にはどのような形で決められているのでしょうか。

戸根建設管理課長

設計に使う労務単価の決定方法に関する御質問でございますが、公共工事の予定価格の算定に使われている労務単価につきましては、国土交通省及び農林水産省で構成する公共事業労務費調査連絡協議会におきまして、国の直轄事業や県が発注する補助事業を対象として、全国一斉に調査が行われております。そして、この結果をもとに公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価を決定しております。調査対象は、毎年10月に稼働している請負額1,000万円以上の工事が対象でございます。その工事に従事する建設労働者と企業の間で取り交わされている就業規則、給与規定、賃金台帳、手当の支給、支払い状況などを確認いたしまして、その調査結果をもとに翌年4月の設計労務単価として、各都道府県ごとに公表されている状況でございます。そして、この設計労務単価につきましては、委員お話のとおり、各都道府県ごとではございますが、国、都道府県、それから本県におきましては、すべての市町村におきまして、その単価を使用している状況でございます。

竹内委員

わかりました。県ではどうにもならないと。国土交通省と農林水産省との中での協議会で決められ、4月に発表されるということで理解しました。

次に、今、東北では非常に問題が横たわっていて、遅々として進んでいないと言われております。私も宮城県に行ってまいりましたが、徳島県と比べ、夜の街は非常に盛況。あふれんばかりのお客さんが入っているみたいで、がらんとしている店を探すのは大変だというぐらいいろんな人が行って頑張っているわけですが、被災地の東北3県では、賃金も上昇していると聞いております。どのように労務単価に反映されているのか、わかっている範囲で教えていただけたらと思います。

戸根建設管理課長

東北の被災3県における労務単価の状況に関する御質問でございます。

被災3県においては復旧・復興事業が本格化していますが、建設労働者の賃金にも急激な変動が見られているところでございまして、公共工事の設計労務単価におきましても取引の実例価格になっておりますが、なかなかそう言えない状況が顕在化している状況でございます。そして、入札においても不調、不発が多発してございまして、労務単価の見直しが求められているところでございます。

このため、国土交通省などにおきまして、通常は年1回の調査を行っているわけですが、東北の被災3県におきましては、そのほかに臨時調査が行われ、4月の定期改定に加え、平成24年2月及び6月に臨時改定が行われています。その結果、被災3県の51職種の平均単価で申しますと、被災直後の平成23年4月の単価が1万5,100円でしたが、平成24年6月の改定では1万6,011円ということで、14カ月で約6%の労務単価

の上昇となってございます。

竹内委員

今、戸根課長からいろいろ話を聞きまして、ほぼ実態がわかりました。先ほど申し上げたように、本県も大規模な公共事業ができるわけでありまして、大変うれしい悲鳴だと思いますが、その反面、労働者不足というものが当然懸念されるわけであります。建設労働者をきちっと確保しなければ、仕事も完成できず、しかも立派な仕事ができない状況になるのではないかと危惧している次第であります。特に、若い人にとって魅力のある産業にするためには、適正な労務単価の設定が重要であると思っておりますし、今後来るであろう三連動地震の災害対策、あるいは深層崩壊等々による山崩れなどについて、これから備えていかなければならない。そして、それらについて絶対欠かすことのできないのは建設業であると思っております。そういう中で、労務単価に絞って質問させていただきましたが、県独自で労務単価の見直すのは難しいということもわかりました。徳島県だけでなく、全国的に自民党の国土強靱化法が諮られ、そういう意味では賃金上昇も予想されるわけでありまして、上がった賃金を迅速に公共工事の労務単価に反映させることが非常に大事なことだと思うわけでありまして、そして、何よりも大事なことは、下がっている賃金を上げていくことでもあります。アベノミクスと言われている経済政策では、賃金を上げて物価の2%の上昇を図り、軽やかなインフレを図っていくと。今、景気対策のために3本の矢を打ち立てて、少なくとも順調に数字が上がっているわけで、これを官民挙げてみんなで取り組んでいく。お年寄りはいっぱいお金を持っているため、たくさんお金を使っていたかなければならない。そういう中で、このチャンスを逃がしたら日本の国は二度と立ち上がれないのではないかとこの状況の中での大切なカンフル剤だと思います。我が徳島県においてもこれは本当に一番大切で最大のチャンスであると思うわけでありまして、この際、地域の経済や雇用を支えている建設業の現状、低い労働賃金の実態を国に対して訴えていく。今、国もそういうことをやろうとしているのですが、この際、県議会としてもそのことを訴えていく。そして、県独自でもいろんな知恵を絞り、そういったものに全身全霊を傾けていただくことも大事だと思いますので、この際、単価の引き上げや迅速な見直しについて、国に対して意見書を提出すべきだと思いますが、委員各位には御賛同いただきたいと思っております。

笠井委員長

ただいま、竹内委員から公共工事における労務単価の適正化を求める意見書について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し、意見書を提出願いたいとの提案がありました。

本件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

竹内委員

これは早いほうがいいので、開会日にこの意見書を先議し、賛同していただき、国へ提出するという手はずでお願いしたい。その点について、委員長にお任せしたいと思います。

笠井委員長

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、県土整備委員長名で意見書案を開会日に議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

黒川委員

今の意見書については賛成ですが、先議という問題については会派に持ち帰らせていただきたいと思います。

笠井委員長

議事の都合により、休憩いたします。（11時49分）

笠井委員長

再開します。（13時08分）

質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、予算関係の質問をいたします。

まず、委員会説明資料の24ページ、砂防防災課の砂防費の中の③急傾斜地崩壊対策事業費ですが、前年度当初予算額6億9,400万円から5億5,380万円、それからその下の県単独砂防事業費は、1億2,490万円から8,490万円に減額となっています。補正予算と合わせるとこうなる、ないしは事業名が変更し、違う事業になったというのであれば、説明していただきたいと思います。

岩野砂防防災課長

急傾斜地崩壊対策事業の予算が減額になっているということで、まずは平成24年度6億9,400万円の内訳といたしまして、ハード事業が5億3,820万円、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査が1億5,580万円でございます。これまでの急傾斜の基礎調査につい

では、こういった形で計上しておりましたが、国の事業区分に合わせ、来年度から総合流域防災事業に計上するというので、ハード事業については平成25年度5億5,380万円、これはハード事業そのものでございます。したがって、1,560万円の増額になっております。ソフト事業につきましては、今回、⑩総合流域防災事業のほうに計上させていただいております。

次に、県単独砂防事業につきましては、④の（1）南海地震対策緊急事業がございまして、これにつきましては平成25年度7,000万円を計上しておりますが、平成24年度につきましては、海岸に面する急傾斜地の集落において、急傾斜地事業で擁壁に階段を設置するという事業を海部郡を中心に行うということで、1億1,000万円を計上しておりました。

今回、平成25年度につきましては、主に阿南市以北で実施するというので、現在、適地を調査中でございます。県南に比べ、地形条件等から対象地の減少が予想されるため、4,000万円減額の7,000万円を計上しております。

岸本委員

わかりました。それでは、⑤県単独急傾斜地崩壊対策事業費で、これは前年度3,000万円、本年度も3,000万円ということで、市町村のほうから要望がかなり来ていると思います。その辺の要望に対し、どのように対応されていますか。

岩野砂防防災課長

⑤県単独急傾斜地崩壊対策事業費は、県単独の事業でございます。補助事業の場合には10戸以上、県単独の場合は5戸以上、裏山で災害があり、それが拡大しそうな場合には1戸以上ということで事業を実施しております。一昨年は災害が非常に多く、逆に昨年は雨が非常に少なかったということで、平成23年度に比べると要望は少なかったところでございます。要望に対しましては、緊急度の高いところから順に実施していくということで対応してまいります。

岸本委員

今年度の春先に県民会議と市町村との間で意見交換をしたとき、二、三の市町村から事業をどんどん進めてほしいとの要望を受けました。県単独事業のほうを使い勝手がいいとの要望が来ていると思うのですが、今、どれぐらいの箇所の要望があり、3,000万円でどれぐらい網羅できますか。

笠井委員長

小休します。（13時13分）

笠井委員長

再開します。（13時14分）

岩野砂防防災課長

今現在、細かい資料を持っておりませんが、平均事業費は200万円程度で補助させていただいておりますので、大体15カ所程度ということで御理解いただきたいと思います。

岸本委員

15カ所程度ということで、市町村のほうから30カ所ぐらい要望が出ているといったことはありませんか。意見交換の場では、もともとは2分の1補助だったのが3分の1になって、なおかつ額も少なくなっている中で、総額をふやしてほしい、補助率も上げてほしいといった要望だったかと思います。県下全体で要望がこれだけ来てて、3,000万円ですぐにカバーできるかということを知りたいのですが。

岩野砂防防災課長

市町村のほうから事務所を通じて要望を上げていただいている内容につきましては、先ほど申し上げましたように、裏山が崩れ、緊急的に実施しなければならないところ、また、まだ崩れてはいないのですが、予防的に実施しなければならないところにつきましては、現場によって状況が非常に違うことがございます。委員お話のとおり、確かに一定の要望はございますが、すぐに着手する必要がないところも含まれているため、内容を精査をして、必要などころから実施するという対応してまいりたいと考えております。

岸本委員

それでは、事前委員会ですので以上で終わりますが、現行の5戸以上を3戸以上にするといった対象の緩和などの意見も市町村からあったように思いますし、また個別具体にお話をお聞きしたいと思います。

寺井委員

県道吉野徳島線の歩道についてですが、私の知り合いの地権者が歩道にかかるということで、それには賛成し、協力するということになっているのですが、もう一軒の地権者の人が反対して、境界がはっきりしないということで、実は困っております。ちょうど通学路になっているのですが、子供たちの通学事故をなくすため、県のほうに無償で貸してでも歩道をぜひ早くしていただきたいとのことであります。4月になれば新しい児童が小学校に入ってくるため、予算づけをしていただき、歩道の改修をしてほしいと思うのですが、いかがですか。

杉本道路整備課長

ただいま、委員のほうから通学路の歩道についての御質問をいただきました。

通学路に関しましては、昨年5月、阿波市でも事故が起こり、それから全国的にも登下校中の児童の列に自動車が突っ込むといったような事故が相次ぎました。このような状況の中で、通学路の緊急点検を進めているところでございます。歩道に関しては、交通弱者

を守る観点から、やはり優先的にやらなければいけないということで、順次整備に取り組んでいるところでございます。ただ、先ほど委員がおっしゃった場所につきましては、御本人さんは賛成しているのですが、隣接者の方が反対とのことでございました。今後とも、地権者の方々と話し合いますして、整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員

私が言いたいのは、片一方の地権者との境ができないため、測量や用地買収もできない中で、とりあえず県のほうに無償で土地を貸して、その中で工事をしていただき、歩道を完成させてほしいと。地権者の方はそこまでしてでも協力したいと。用地買収がなかなかできない御時世の中で、私は奇抜な方だなと思います。予算がどのようになっているのかわかりませんが、優先的に取り組んでいただけたら非常にありがたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

黒川委員

先ほど議論になりました県単独急傾斜地崩壊対策事業の話ですが、各市町村には相当な数があって、県がする分だけしか枠がないというのが現状です。県単独急傾斜地崩壊対策事業については、いつも要望が多いのに予算は少ない。だから、危ないところが改善されないという非常に悩ましい実態があります。今年度当初予算も前年度と同程度の予算を計上していますが、今年度、全体的に公共事業の予算がふえるため、現場のほうでもこの事業の予算をふやしてほしいなという話があります。ぜひ、この点は御留意の上、よろしく頼みたいということを申し上げておきます。これは要望だけにしておきます。

次に、新規事業について質問させていただきます。先ほど、部長のほうから説明がありましたように、説明資料16ページの住宅課の老朽危険空き家除却支援事業ということで、600万円の予算を計上しておりますが、これは国が補助金を出してくれる予算ということになるのだらうと思いますが、もう少し詳しい説明をしていただけますか。

松井住宅課長

新たに平成25年度当初予算にて取り組む老朽危険空き家除却支援事業についての御質問でございますが、制度の紹介をさせていただきます。老朽危険空き家を除却する国の制度としまして、国が全体の5分の2を補助する。市町村が5分の2を補助する。所有者は5分の1を負担するというような補助事業でございます。これによりまして、老朽化した危険な空き家の除却を市町村のほうにお願いしているところですが、市町村におきましては、財政状況が厳しいため、なかなか進んでいません。つきましては、特に前面道路をふさぐようなケースの物件に対しまして、市町村がそれを除去するため、市町村の5分の2のうちの半分、5分の1を県が負担する事業を今回取り組まさせていただきます、市町村における老朽空き家の除却を促進してまいりたいと思います。

黒川委員

県が市町村の5分の2の半分を負担するという予算上の説明ですが、どういう場合にこれが該当しますか。

松井住宅課長

老朽危険空き家を対象とすることにつきまして、定義といたしましては住宅の不良度の判定の基準がございます。不良度の判定につきまして、一定の基準を満たすものを老朽危険空き家として判断したいと思っております。また、この事業では、前面道路を閉塞することを定義しておりますが、前面道路の半分を閉塞する、倒壊して前面道路の半分をふさいでしまうような物件を対象としております。それら2つの条件を満たしている物件を対象としております。

黒川委員

前面道路の2分の1ぐらいをふさぐような話ということですが、前面道路というのは、道路法における道路ですか。

松井住宅課長

道路法における道路にかかわらず、住宅に面している道路を対象にしております。

黒川委員

ということは、赤線も関係するということですか。

松井住宅課長

赤線の場合も道路として使われる場合、対象となります。

黒川委員

法定外道路も該当するということで、わかりました。大体、どれくらいの戸数を予定していますか。

松井住宅課長

平成25年度につきましては、30戸を計画しております。

黒川委員

600万円です30戸ですか。最近、除却費用は結構かかります。さきの委員会で県道などでも危ないところがあるということを行いました。国道や県道、市町村道もありますが、今まで出していなかったところも出すと。今までは国と市町村と所有者との間ということで、県も口を出すことができなかったのですが、お金を出すことになれば、県も口出しできると思います。所有者の負担は5分の1となっているが、所有者が出さない場合はどうする

のですか。

松井住宅課長

国の制度としましては、2つのケースがございます。一方は所有者が除却するために支援してほしいという場合で、もう一方は、市町村がすべて準備してしまう場合がございます。先ほどの前者の場合、所有者が5分の1を負担することになりますが、後者の場合、市町村が5分の3を負担することになります。

黒川委員

所有者がお金を出さない場合、市町村が5分の1を負担して、全体の5分の3を負担するのですか。

松井住宅課長

基本のルールは、国が5分の2、市町村が5分の2、所有者が5分の1を負担するということですが、所有者分を市町村が合わせて負担するというので、5分の1足す5分の2で5分の3となります。

黒川委員

5分の3と言いますが、この事業では県が5分の1を出すことになっています。そうすると、市町村は5分の1、所有者は5分の1の負担になりませんか。

松井住宅課長

市町村が5分の3を負担する場合、その3分の1である5分の1を県が負担させていただきます。

黒川委員

わかりました。

次に、耐震に関する新規事業の話です。今までは、昭和56年5月31日以前の木造住宅しか耐震診断や耐震改修ができなかったのですが、昭和56年6月以降の住宅についても耐震診断や耐震改修ができるようになったということで、非常に喜ばしいなと思っておりますが、これについて説明していただけますか。

松田建築指導室長

南海トラフ巨大地震に備える木造住宅耐震化事業についての御質問でございますが、本県におきましては、これまで木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化促進事業によりまして、耐震改修や耐震リフォームを実施してまいりました。ただ、委員御指摘のとおり、木造住宅耐震化促進事業におきましては、昭和56年5月以前に着工された旧耐震木造住宅に限って補助してきたところでございます。ただ、南海トラフ巨大地震の発生が

危惧される中、国の南海トラフ検討会が昨年8月に公表した想定において、震度7の範囲がこれまでの2町から18市町に大きく広がったこと、また、新耐震基準による住宅と申しましても古いものでは30年以上経過している住宅もございます。そういったものにつきましては、経年劣化等によりまして、構造耐力が低下した住宅があると想定されること、また、住宅の所有者が外壁や水回りのリフォームを最も多く実施するのが築後20年程度経過した住宅である聞いておりまして、その際、耐力不足のものについては、耐震改修をお勧めすることが効果的ではないかということ、さらには平成12年6月に建築基準法が一部改正されておりますが、その中で木造住宅に係る耐震基準について具体的に定められたところもございます。新耐震木造住宅のうち、平成12年6月より前に着工されたものを新たに耐震診断の補助対象に加えるとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合におきまして、県でこれまで実施しております住まいの安全・安心なリフォーム支援事業及び耐震改修支援事業の補助対象とすることで、平成25年度予算にお諮りしているところでございます。

黒川委員

平成12年6月以前と以後では、どれくらいの違いがあるのですか。

松田建築指導室長

平成12年6月とそれ以前ということによろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

平成12年6月を挟みまして、いずれにしても新耐震基準は新耐震基準ということで、考え方に大きな差はございませんが、先ほど、答弁の中で少し申しましたように、木造住宅の構造基準につきまして、例えば、柱や筋交いとはりとの接合部分のとめ方、地盤の強さに応じた基礎の選定方法、それから耐力壁と申しまして、地震力や水平力に耐える壁の配置方法について、これまで設計者の判断に任せていた部分を法律の中で若干定めるということになっていきますので、基本的な考え方については差異はないと考えております。

黒川委員

昨年6月議会で耐震診断をやるべきではないかという質問をしたところ、該当できるようにしたいということだったのですが、その上に耐震改修まで予算がついたということで、キャパシティがふえたことになるのですが、問題は、耐震診断した後、耐震改修までした今までの実績は10%未満であります。その上にさらに分母がふえるということで、今までのペースではなかなか大変だなと思うのですが、やり切れますか。

松田建築指導室長

耐震診断から耐震改修にスムーズに結びついていかないことにつきましては、私どもも十分認識しておりまして、これまでのいろんな方策によりまして、建築主の方に働きかけてきたところでございます。今後、耐震改修の補助対象となる戸数がふえる中で、耐震改

修を促進していくため、今年度でございますが、より安価で工事の容易な耐震改修工法、例えば、耐震建具やそれに付随した家具といった工法の開発も新たに行っているところがございます。これにつきましては、今年度中に工法の開発を終えまして、来年度から本格的な普及を図ってまいりたいと考えております。また、これまで施主の中で、どの工務店に頼んでいいのかよくわからないという声をお聞きすることがございましたので、来年度につきましては、施工者とその施工実績みたいなものをあわせました総合パンフレットを作成し、建築主に対しまして、機会あるごとに働きかけてまいりたいと考えております。

黒川委員

先日の新聞にもそのことが載っていましたが、昔の家というか、田舎の家では8畳2間で、ふすまで仕切っていて、その辺の耐震性が弱いということになってくるのですが、紙のかわりに透過性の高いアクリル板を使って強化するというので、耐震は強化され、費用は安く済むという工法を今年度中に開発するという答弁でありました。新年度から該当すると思うのですが、今までに耐震診断をしたのが1万戸以上で、そのうち耐震改修までしたのは10%未満という中で、今年度は何戸ぐらいを予定しているのですか。

松田建築指導室長

耐震改修戸数の実績でよろしいでしょうか。

（「予算に対し、どれぐらいを予定していますか」と言う者あり）

本格改修と簡易改修でございます住まいの安全・安心なりフォーム支援事業を合わせまして、今年度当初予算で500戸の予算枠をいただいております。1月末現在でございますが、本格改修につきましては140戸、住まいの安全・安心なりフォーム支援事業につきましては114戸でございます、合計いたしますと254戸ということになりますので、50%を少々超えたところでございます。

黒川委員

助かる命を助けるという話がありますが、ぜひ寝室だけでも改造する、いつもいる居間を改修するというような形で、地震から命を守ることは大事だと思いますので、しっかり宣伝、先導してください。先日、私のところも耐震改修をしました。きれいにできたから、この家を見てもらったら耐震改修も進むのではないかという話が建築士の方からありました。いつでも開放しますので、見に来てください。結構、南海トラフの巨大地震で宣伝効果が出ているため、関係者に対して周知徹底し、市町村、建築士、それから建築業者等々へもう少し広げていけば、今までのような悪い実績ではなく、いい実績になると思います。

ぜひ、新しい制度でキャパシティが大きくなった分だけ、さらに拍車をかけるような形で、この仕事が進むようお願いをしております。

長尾委員

今日の予算の説明の中で、南海トラフの巨大地震等自然災害対策の推進というのが入っ

ているのですが、ちょっとわからないのでお聞きします。今回の3.11があつて、関係者が復旧、復興に取り組んでいるのですが、その際の大きな問題として、地籍調査というものがございまして。津波が来て、流された。復旧用の道路をつくる場合、国道、県道、市町道などの境界がわからなければ、道路をつけることができないため、地籍調査といったものが大変重要だと思います。国土交通省も都道府県別の現状の数値を出していて、私も驚いたのですが、沖縄県や北海道は100%できている。案外、青森県、岩手県、宮城県といったところも高い。一方、四国はどうかというと、愛媛県が一番高く、徳島県が一番低い。その中で、国は市町村に対して地籍調査の費用の2分の1、県と市町村はそれぞれ4分の1、また、特別交付税を使えば、県も市町村も負担が5%になる制度もございまして。徳島県内の24市町村で見ると、100%完了しているのは松茂町と北島町。美波町はゼロパーセント。海部郡全体でも2%であります。南海トラフの巨大地震等で被災した場合の復旧のスピードが非常に大事だということで、例えば、地籍調査がゼロパーセントの美波町で県道や国道が流された場合、地籍調査を実施していなくても緊急の道路や復旧道路がすぐにつくれるのか、ちょっと教えていただきたい。

久保予防保全・利活用担当室長

災害等で道路が流されたときの復旧ということで、地籍調査が行われていなくてもできるのかといった御質問であります。

道路につきましては、道路台帳を整備しております。それにつきましては、昭和50年半ばに航測平面図をベースにつくっております。ただ、航測平面図におきましても座標値を持っていますが、余り精度はよくありません。一方、平成18年度から道路台帳システムを構築し、供用開始や道路を拡幅した場合の用地取得情報等のデータを電子データ化しております。道路の復旧に当たっては、基本的に法務局の図面と照合する必要があり、近年に施工した箇所については問題ないと考えております。すべてについてできるわけではありませんが、できるだけ早く復旧できるようにシステムの整備を進めております。

長尾委員

今の話では、要はできないということですね。結局、法務局の台帳になれば、道路の復旧はできない。そこでお聞きしますが、日和佐道路は既に供用しているのに、美波町の地籍調査がゼロパーセントというのはどういうことですか。日和佐道路は官民境界を入れないで道路をつくったのか。それとも、きちっと官民境界を入れて、地籍調査を実施した上で用地買収をしたのか。もし、後者であれば、美波町の地籍調査がゼロパーセントというのはあり得ないと思うのですが、いかがですか。

新居高規格道路課長

地籍調査を実施したかどうかについてはちょっとよくわかりませんが、官民境界をきちんと入れた上で買収していると認識しております。

長尾委員

国土交通省のホームページでは、今回、宮城県内で地籍調査ができているところとできていないところでは復旧のスピードに差があり、地籍調査ができているところは2カ月後にはかかれるが、できていないところは1年後になってしまう。こういった指摘がある中で、確かに予算を組んで上物はつくれても、肝心の基本のものができていなければだめなわけで、今回、和歌山県が一番多く予算を組んでいるわけですが、今後、高知県もそうですが、徳島県も対策が急がれると思います。3.11以前でしたら、農林水産部のほうで淡々とやりやすいところからやって、複雑な市街地や沿岸部を後回しにするかもしれない。しかし、3.11があつて、本県も農林水産部が平成25、26年度の2年間をかけてやることになっているが、具体的な目標や進め方については何ら書かれていない。本来、危機管理部、県土整備部、農林水産部といった関係部局がチームを組む。市町村の事業なので、場合によっては県は逃げるかもしれない。しかし、先ほど御紹介したように、既に松茂町は100%完了しているが、美波町のようにゼロパーセントのところもある。同じ沿岸部でも大きな格差がある。少なくとも今回県が出した想定で水深2メートル以上あるところはやはり県が乗っかって、部を超えた連携、さらには沿岸地域の市町村や民間でいうところの測量等のコンサル業者、土地家屋調査士といった方々の協力を得て、早急に進めなければならない問題だと思っております。なぜ徳島県が四国で一番おくれ、愛媛県が一番進んでいるかという、測量というのは技術者がいればできますが、問題は土地の関係で、御承知のとおり、立会業務というのが大変難しく、市町村の職員は引いている。特に、裁判問題となった阿南市などは、かなり後ろに引いているというような話もお聞きします。県としても津波が想定される地域を支援していくという体制を農林水産部だけではなく、県土整備部や危機管理部もそろい、民間の力も借りてやるべきだと思いますが、県土整備部長の思いはどうでしょうか。

近藤県土整備部副部長

委員から御指摘がございましたように、一度大災害が起きたときの復旧、復興に対する地籍調査があるかないかというのは、大変重要な問題だと思います。東北地方の一部の地域におきましても、そういったことでなかなか復興が進まないといった話も聞いております。災害時の対応といった観点も含め、本日、委員から御指摘いただいた点につきまして、地籍調査を担当しております農林水産部にしっかり申し入れたいと思っております。

長尾委員

当然、これから新規でつくるところは買収の問題等もあつて、官民きちっと入れる作業をしないと進まないと思うのですが、既にあるところで被災した場合の復旧についてもきちっとやっていくかといったことを県土整備部が農林水産部や市町村等と連携をとり、また、民間の力も借りるというような体制を検討していただきたいと思っております。

岩野砂防防災課長

先ほど、岸本委員からお話がありました県単独急傾斜地崩壊対策事業の要望について、補足させていただきます。

平成22年、23年度につきましては、当初予算は2,000万円ということで、地元からの要望が平成22年度は全部で95カ所ありました。この年は補正を組みまして、最終的に100%の充足率となっております。平成23年度につきましても補正予算がつきまして、最終53の要望箇所に対し、実施箇所は42カ箇所でございます。ことしにつきましては、先ほど申しましたように、ちょっと手元に詳しい資料がありませんが、四十数カ所の要望がありまして、大体、充足率は35%程度であり、十二、三カ所ということで、訂正させていただきたいと思っております。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時59分）